

「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」 の S マークへの適用に関する運用基準

2022 年 8 月 1 日制定

2024 年 10 月 1 日改正

電気製品認証協議会

令和 3 年 4 月 28 日に「電気用品、ガス用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関するガイドライン」(https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html) (以下、「IoT ガイドライン」という。)が発行されたことを受け、電気用品調査委員会(事務局:一般社団法人日本電気協会)のホームページの「活動成果」(<https://eam-rc.jp/result/result.html>)において、「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」(以下、「IoT ガイドライン等の活用解説」という。)が公開されています。

IoT ガイドライン等の活用解説が 2024 年 7 月 22 日付けで改正されたことに伴い、本運用基準において、2024 年 10 月 1 日より「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説(令和 5 年度調査報告書対応) 2024 年 7 月 22 日」を適用します。

なお、本運用基準の旧版については、2025 年 9 月 30 日まで適用を可能とします。

IoT ガイドライン等の活用解説の改正は、「令和 5 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気用品、ガス用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等調査)調査報告書」(以下、「令和 5 年度調査報告書」という。)が発行された内容を取り込んだことによるものです。

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/20240229_r5_iot_chousahoukokusyo_kouhyouver.pdf

令和 5 年度調査報告書を引用したことによる IoT ガイドライン等の活用解説の新旧版の主な違いは、以下のとおりです。

1. 遠隔操作に不向きな機器と遠隔操作を許容する機器の分類

令和 5 年度調査報告書の別添 1「遠隔操作に不向きな機器と遠隔操作を許容する機器の分類(電気用品等)」の見直しにより、新たに、こたつ、ハードあんか、電気乾燥機器、水電解器、家庭用電気治療器、家庭用磁器治療器、家庭用熱療法治療器、家庭用吸入器、定着灯器具、埋込形照明器具、電気消毒器、AV 機器の分類が追加された。

2. リスクシナリオ例について

令和 5 年度調査報告書の別添 3「ユースケース・リスクシナリオの整理結果」のリスクアセスメントのリスクレベルが見直された。

<掲載電気製品>

- ドラム式電気洗濯機・乾燥機
- ロボット掃除機
- 炊飯器
- エアコン
- 換気扇

- ヒートポンプ給湯器（電気温水器）
- 照明器具
- ファンヒーター
- ドラム式衣類乾燥機
- AV 機器
- 電源タップ

本運用基準の S マークへの適用に係る手続き・お問い合わせは、認証を希望される認証機関にお問い合わせください。

以 上